

第74回国民体育大会下妻市遺失物・拾得物取扱要項

1 目的

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体下妻市会場において、第74回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届け出があった場合の取り扱いについて、遺失物法に基づき、必要な事項を定める。

2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の取扱いは、会場総務班会場総務係（以下「会場総務係」という。）で実施する。
- (2) その日の業務終了までに落とし主が判明しない拾得物は、競技会場毎に定められた保管場所に一時保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意すること。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会（事務局）へ引き継ぐものとする。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物一覧表（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に、拾得物の権利の有無、遺失者に対して連絡先告知の同意の有無について聞き取るものとし、拾得者が権利や報労金を希望する場合、拾得物預かり書（様式第2号）を作成し、交付するものとする。
- (2) 拾得物に拾得物個票を貼付して保管する。
- (3) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物一覧表（様式第3号）に必要事項等を記入の上、拾得物一覧表（様式第1号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、下妻警察署まで届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する際、運転免許証等で遺失者本人であることを確認の上返還し、拾得物一覧表（様式第1号）の返還処理欄に記載する。ただし、当該物件に対して拾得物預かり書（様式第2号）を交付している場合、又は高額商品等の場合は、遺失物受領書（様式第4号）に署名押印（印鑑がない場合はサイン）を受ける。また、遺失者本人が受領できない場合は、委任状を添えて代理人が受領するこ

とができるものとする。

- (2) 拾得者に報労金の請求権利がある場合、遺失者に対して拾得物評価額の5～20パーセントの2分の1の報労金（相当物品）の必要があることを証明し、拾得者の方へお礼の連絡をするよう伝える。

5 拾得物の引き継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに拾得物の遺失者が判明しない場合は、実行委員会（事務局）に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会（事務局）は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物提出書を添えて下妻警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会（事務局）は、拾得物を下妻警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、下妻警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

6 適用

いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取り扱いについては、この要項に準じて実施する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取り扱いに関して、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は平成30年4月23日から施行する